

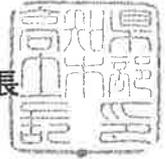


3高土政第1107号

令和4年2月17日

一般社団法人高知県建設業協会会長代行 様

高知県土木部長



新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた取組の推進について（依頼）

平素から、本県の土木行政に格別のご協力を賜り、誠にありがとうございます。

本県における新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の感染急拡大を受け、2月10日の政府対策本部において、本県が2月12日から3月6日までの間、「まん延防止等重点措置を実施すべき区域」の適用を受けることが決定されました。

このため、県では10日に対策本部会議を開催し、国の「基本的対処方針」に基づき、重点措置を講じる地域を「県全域」とし、下記のとおり県民・事業者の皆さまに対する、感染拡大防止に向けた要請を決定したところです。

貴会におかれましては、県内の厳しい感染状況をご理解いただき、早期の収束に向けまして、県の協力要請に基づく取組の推進につきまして、会員の皆さまに周知いただきますよう、お願いいたします。

記

- 1 協力要請期間：令和4年2月12日（土）から3月6日（日）
- 2 事業者に対する主な協力要請の内容
 - ・ 集客施設等（1,000㎡超）に対する入場する者の整理等
 - ・ 在宅勤務（テレワーク）の活用や休暇取得の促進など出勤者数削減の取組の推進
 - ・ 業務継続の観点から出勤者数の削減目標の設定 等

（詳細は別添のとおり）

（県ホームページからもダウンロードできます。）

https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/010101/files/2020030300305/file_20222104211851_1.pdf

高知県土木部土木政策課

担当：高橋、松田

〒780-8570

高知市丸ノ内1-2-20

3-9815

まん延防止等重点措置

措置区域：高知県全域

「まん延防止等重点措置」の適用に伴う追加の協力要請

期間

令和4年2月12日（土）～3月6日（日）

1 飲食店等の事業者の皆さまへの協力要請

営業時間短縮の協力要請

- 実施期間：令和4年2月12日（土）～3月6日（日）（23日間）
- 対象施設：「食品衛生法」に基づく「飲食店（喫茶店を含む）」の営業許可を受けている以下の店舗
飲食店、旅館・ホテル、カラオケボックス、ライブハウス 等
（宅配・テイクアウトを除く）
- 要請内容：

対象店舗	高知家あんしん会食推進の店「 認証店 」		「 非認証店 」
営業時間	午前5時～午後9時まで	午前5時～午後8時まで	午前5時～午後8時まで
酒類提供	午後8時まで可	行わない	行わない
	「 認証店 」は、上記のどちらかを選択することが可能		

※協力いただいた店舗には協力金を支給

- 同一グループの同一テーブルでの会食は4人以下としてください。
※1 同居の家族のみの会食であっても同一テーブルの会食は4人以下としてください。
※2 認証店では、利用者に対する全員の陰性が確認された場合は、「5人以上の会食」も可能(注)とします。
(注) 全員の陰性確認により、制限の緩和を希望する認証店は、県への届出が必要です。

2 集客施設等（1,000㎡超）の管理者の皆さまへの協力要請

- 以下の取組を実施するようお願いします。
 - ・ 人と人との間隔を2 m以上は確保できるよう、入場する者の整理等
 - ・ 入場をする者に対するマスクの着用の周知
 - ・ 感染防止措置を実施しない者の入場禁止
 - ・ 会話等の飛沫による感染の防止に効果のある措置（飛沫を遮ることができる板等の設置又は利用者の適切な距離の確保等）
- 対象施設

施設の種類	施設の例
劇場等	劇場、映画館 等
集会場等	集会場、展示場、貸会議室、多目的ホール 等
商業施設	大規模小売店、百貨店、ショッピングセンター 等
ホテル等	ホテル、旅館（集会の用に供する部分に限る）
運動施設及び遊技場	体育館、水泳場、陸上競技場、野球場、ゴルフ場、ボウリング場、スポーツクラブ、パチンコ店 等
博物館等	博物館、美術館、記念館、水族館、動物園 等
遊興施設	勝馬投票券発売所、場外車券売場、ネットカフェ、マンガ喫茶 等
サービス業	スーパー銭湯、エステティック業、リラクゼーション業 等

3 イベントを開催する事業者の皆さまへの協力要請

- 開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。
 - ① 参加人数5,000人超のイベント開催については、県へイベント開催の2週間前までに「**感染防止安全計画**」を提出してください。
「感染防止安全計画」を策定し、**県による確認を受けたイベント**については、人数上限は**20,000人**(注)、かつ収容率の上限を100%とします。 ※「大声なし」が前提
(注) 全員の陰性が確認された場合は、人数上限は収容定員までとします。
 - ② ①以外のイベントの人数上限は、**5,000人**、かつ収容率の上限を「大声なし」は、100%、「大声あり(注)」は、50%とし、人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とします。
感染防止策等を記載した「**チェックリスト**」を作成して、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要です）。
(注) 大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「大声あり」に該当するものとします。

4 県民の皆さまへの協力要請

- **不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。** ※検査で陰性が確認された場合は除く
- 飲食店等に、20時又は21時までの営業時間の短縮を要請しています。
この要請した時間以降、飲食店には出入りしないようお願いします。
- 感染対策が徹底されていない飲食店等の利用を自粛してください。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（1/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和4年2月10日時点）

2月12日からのお願い（3月6日まで）

○県民の皆さまへ

- (1) **不織布マスクの正しい着用、3密の回避、十分な換気対策、こまめな手指消毒をはじめとした基本的な感染防止対策を徹底してください。**
- (2) **家庭内での感染事例が多く報告されています。部屋の換気、共有部分の消毒、タオルや食器の共用を避けるなど、家庭での感染防止対策の徹底をお願いします。特に高齢者のいる家庭では、家庭内においてもマスクの着用をお願いします。**
- (3) 接触確認アプリ「COCOA」をインストールしましょう。
- (4) 感染者やその家族、医療従事者等に対し、誹謗中傷や差別的な行為を行わないようにしてください。
- (5) **症状のある方は、検査協力医療機関での受診**をお願いします（行政検査として無料）。
また、**無症状でもご不安のある方は、県が設置する検査会場や薬局等で無料検査**を受けることができます。

○事業者の皆さまへ

- (1) 業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策（特に、従業員のマスク着用）を徹底していただくようお願いします。
- (2) 室内の十分な換気、こまめな手指消毒、共有部分の消毒など、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- (3) **在宅勤務（テレワーク）や休暇取得の促進等により、出勤者数削減の取組を推進**していただくようお願いします。
- (4) **時差出勤等、人との接触機会を低減する取組を推進**していただくようお願いします。

1 会食について

- (1) 同一グループの同一テーブルでの会食は**4人以下**（※1、2）とし、時間は、**2時間以内**にしてください。飲食店での会食にあたっては、できる限り「**高知家あんしん会食推進の店**」の認証店を利用してください。
※1 **同居の家族のみの会食であっても同一テーブルの会食は4人以下**としてください。
※2 認証店では、利用者に対する全員の陰性が確認された場合は、「5人以上の会食」も可能（注）とします。
- (2) 会話が主となる時間帯には、できる限りマスクの着用を励行するなど、飛沫感染の防止に努めてください。
- (3) 特に、飲酒の場などでの「**献杯・返杯**」や「**大声での会話**」、「**マスクを外してのカラオケ**」など、感染リスクの高い行動は、控えるようお願いします。
（注）全員の陰性確認により、制限の緩和を希望する認証店は、県への届出が必要です。

県内の感染状況を踏まえた対応方針、県民・事業者の皆さまへのお願い（2/2）

「感染症対応の目安」におけるステージ：特別警戒（赤）（令和4年2月10日時点）

2月12日からのお願い（3月6日まで）

2 外出について

- (1) 外出の際には、基本的な感染防止対策の徹底をお願いします。
- (2) **混雑した場所、換気の悪い場所や感染対策が十分でない施設など感染リスクが高い場所への外出は極力控えてください。**

3 他県との往来について

- (1) **不要不急の都道府県間の移動は、極力控えてください。** ※検査で陰性が確認された場合は除く
- (2) 発熱などの症状がある方や体調の悪い方は、他県との往来を控えてください。

4 イベント等について

開催にあたっては、以下の点に注意したうえで、業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底してください。

- ① **参加人数5,000人超**のイベント開催については、県イベント開催の2週間前までに「**感染防止安全計画**」を提出してください。
「感染防止安全計画」を策定し、**県による確認を受けたイベント**については、人数上限は**20,000人**（注）、かつ収容率の上限を100%とします。
※「**大声なし**」が前提（注）全員の陰性が確認された場合は、人数上限は収容定員までとします。
- ② **①以外のイベントの人数上限は、5,000人**、かつ収容率の上限を「**大声なし**」は、100%、「**大声あり**（注）」は、50%とし、人数上限と収容率でどちらか小さいほうを限度とします。
感染防止策等を記載した「**チェックリスト**」を作成して、ホームページ等で公表し、イベント終了日から1年間保管してください（県への提出は不要です）。

5 県立施設等について

業種別ガイドライン等に基づく感染防止対策を徹底したうえで、通常どおり開館しています。

6 県立学校について

- (1) **ICTを活用した学習活動**
濃厚接触者となり登校できない生徒等について、ICT端末を活用して学習活動の継続ができる取組を推進します。
（例：授業やホームルームへの参加、課題の送付など）
- (2) 部活動は、**土日等は原則禁止**し、**平日も週3日以内で1日あたり2時間までに制限**します。
また、県内外における練習試合等は禁止します。（いずれも1/31から対応中）
- (3) 補習は、**土日等の一斉補習を中止又はオンラインで実施**します。

（注）大声を「観客等が通常よりも大きな声量で、反復・継続的に声を発すること」と定義し、これを積極的に推奨する又は必要な対策を十分に施さないイベントは「**大声あり**」に該当するものとします。

オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策について

感染力が強いオミクロン株の特徴を踏まえ、学校、保育所等、高齢者施設、事業者等においては、以下のとおり、**感染防止策を強化**していただくようお願いします。

【学校等における主な対策】

- 特に、音楽における室内近距離で行う合唱やリコーダー等の演奏、体育における児童生徒が密集する運動等の**感染リスクが高い教育活動**については、基本的には**実施を控える**。
- 児童生徒等の発達段階等を踏まえた**時差登校や分散登校、オンライン学習を組み合わせたハイブリッドな学習形態の実施**。

【保育所等における主な対策】

- できるだけ**少人数のグループに分割**するなど、感染を広げない保育の実践。
- 保護者が参加する行事の延期等を含めて**大人数での行事を自粛**。
- 発育状況等からマスクの着用が無理なく可能と判断される児童については**可能な範囲でマスク着用を推奨**。
(ただし、**2歳未満児のマスク着用は奨めず、低年齢児については特に慎重に対応**)
- マスクを着用する場合には、子どもの体調変化に十分注意するほか、本人の調子が悪い場合などは無理して着用させる必要はないこと。また、一律に着用を求めたり、児童や保護者の意図に反して実質的に無理強いしないこと。

【高齢者施設における主な対策】

- 利用者及び従事者に対するワクチン追加接種を速やかに実施
- マスク着用、送迎時の窓開け等、「介護現場における感染対策の手引き」に基づく対応を徹底。
- 面会者からの感染を防ぐため、**オンラインによる面会の実施**も含めて対応を検討。
- 通所施設においては、動線の分離など、感染対策を更に徹底。

【事業者における主な対策】

- 職場への出勤に関して、在宅勤務（テレワーク）の活用等による**出勤者数の削減の目標を前倒し**で設定。
- 休憩室、更衣室、喫煙室等における飲食や会話の自粛、使用人数に応じた定期的な換気、三密回避を徹底。
- 食堂や寮など、職員の交わりが想定される場面での対人距離の確保、適切な換気、共有部分の消毒を徹底。
- 事業継続が求められる業種に係る業務継続計画（BCP）の確認等を進める。